

## 【地方分権及び規制緩和に関する特別委員会】

### (1) 審議概観

第132回国会において地方分権及び規制緩和に関する特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件が成立した。

また、本委員会付託の請願3種類、4件は、いずれも保留となった。

#### [法律案の審査]

地方分権推進法案の提出に至る経過及びその内容、審査経過は以下のとおりである。

地方分権に関しては、戦後半世紀にわたり、多くの提言、勧告がなされてきた。臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）の「豊かなくらし部会」が、国と地方の権限の抜本的再配分について論議を行い、平成4年6月、法改正を要しない特定の事項について地方分権の試行的実現を図る「地方分権特例制度」（パイロット自治体制度）が、第3次行革審の第3次答申としてまとめられ、国会においても、その在り方について、活発な論議が行われた。

その後、平成5年6月の第126回国会において、衆・参両院の本会議で「地方分権の推進に関する決議」が全会一致で行われた。地方分権推進の決議は、史上初めてであり、極めて大きな政治課題と認識されることとなった。

平成5年10月28日には、第3次行革審は、最終答申において、地方分権推進のため6項目の提言を行っている。それは、①抜本的な地方分権の必要性、②国と地方の役割分担の本格的な見直し、③国からの権限の移管等の推進、④地方自治体の財政基盤の強化、⑤自律的な地方行政体制の確立、⑥地方分権に関する立法化等の推進である。政府は、これを受けて、平成6年2月8日、閣議決定した「今後における行政改革の推進について」（中期行革大綱）において、地方公共団体を含む関係者の意見をも踏まえつつ検討を行い、国・地方の関係等の改革に関する大綱方針を平成6年度内に策定し、大綱方針の策定後、直ちに地方分権推進に関する法律の制定を目指すことを打ち出した。これを同年3月に行われた細川総理の所信表明では、策定は「平成6年内」に繰り上げられ、政治公約となった。

その後、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会からなる地方6団体は、「地方分権の推進に関する意見書――新時代の地方自治――」をまとめ、平成6年9月26日に国会に意見書を提出し、内閣に対し意見を申し出た。

一方、平成6年4月から発足した第24次地方制度調査会は、内閣総理大臣

(当時は羽田総理)から諮問を受け、大綱方針策定に向けて検討を行い、10月に中間報告、11月22日には「地方分権の推進に関する答申」を村山総理に提出した。

政府は、以上のような答申・意見書を受け、平成6年12月25日、地方分権の推進に関する大綱方針を閣議決定した。そこでは、法律の制定について「委員会の設置を含む地方分権の推進に関する法律案について、早急に検討を進め、具体的成案を得て通常国会に提出する。」とされていた。

本法律案は、以上のような経過を踏まえて提出されたものである。

その内容は、第1に、地方分権の推進は、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力の満ちた地域社会の実現を図ることを基本理念とし、国及び地方公共団体の責務について規定すること。

第2に、地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立にかかる事務など国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うことを基本方針とし、国は地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与、必置規制、機関委任事務、補助金等の整理及び合理化その他所要の措置を講ずること。また、国は地方税財源の充実確保を、地方公共団体はその行政体制の整備確立を図ること。

第3に、政府は、地方分権の推進に関する基本方針に即して地方分権推進計画を作成し、国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないこと。

第4に、両院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員7名からなる地方分権推進委員会を総理府に設置し、委員会は、地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を勧告するとともに、計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づいて必要な意見を述べること、また、委員会に事務局を設けることなどである。

なお、衆議院において、この法律案の対案として「地方分権の推進に関する法律案」が提出され、政府案とともに論議された後、内閣提出の本法律案が一部修正されて可決された。それは、第5条に「地方自治の確立を図る観点からの」という文言が加わり、第11条には、第2項「内閣総理大臣は、前条第1項の勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。」が追加された。

委員会においては、地方分権を今推進することの意義、国と地方公共団体との役割分担の明確化、分権に伴う地方税財源の充実確保の方策、国と地方との人事交流の在り方、地方公共団体側の意見の反映できる委員会委員の人選の必

要性、5年間の時限立法の妥当性と具体的スケジュールなどの質疑が行われた。この間、富山・大分両県に委員が派遣され、地方公聴会が開催されるとともに、参考人からの意見聴取も行われている。

質疑終局後、勝木理事から、国の役割の一層の限定と地方公共団体の役割の明確化、機関委任事務制度、地方債許可制度等の廃止、委員への地方6団体推薦者の参加等を内容とする修正案が提出され、討論の後、修正案は否決され、本案は原案どおり可決された。なお、機関委任事務の整理・合理化と制度の在り方の検討外3項目の附帯決議が行われた。

#### 〔国政調査等〕

4月24日、規制緩和推進計画について、山口総務庁長官及び政府委員より説明を聴取した。また、6月2日、地方分権の推進及び規制緩和に関する調査のうち、規制緩和に関する件について、参考人として、経済団体連合会流通委員会委員長代行・企画部会長、株式会社クレディセゾン相談役青木辰男君、政治評論家屋山太郎君及び日本消費者連盟運営委員長富山洋子君の出席を求め、意見を聴取した後、質疑を行い、また、政府に対する質疑も行った。

### (2) 委員会経過

#### ○平成7年1月20日(金)(第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

#### ○平成7年2月15日(水)(第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方分権の推進及び規制緩和に関する件について山口総務庁長官から所信を聴いた。
- 地方分権の推進に関する件について野中自治大臣から発言があった。
- 当面の行政改革の推進方策及び地方分権の推進に関する大綱方針について政府委員から説明を聴いた。
- 参考人の出席を求める 것을決定した。

#### ○平成7年2月17日(金)(第3回)

- 地方分権の推進に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

東洋大学法学部教授

坂田 期雄君

金谷町長

孕石 善朗君

立教大学法学部教授

新藤 宗幸君

○平成7年3月15日（水）（第4回）

- 地方分権の推進及び規制緩和に関する件について山口総務庁長官、野中自治大臣、政府委員、農林水産省、通商産業省、運輸省及び内閣官房当局に対し質疑を行った。

○平成7年4月24日（月）（第5回）

- 地方分権推進法案**（閣法第61号）（衆議院送付）について山口総務庁長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院地方分権に関する特別委員長代理山本拓君から説明を聴いた。
- 規制緩和推進計画について山口総務庁長官及び政府委員から説明を聴いた。

○平成7年4月26日（水）（第6回）

- 地方分権推進法案**（閣法第61号）（衆議院送付）について山口総務庁長官、野中自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- また、同案審査のため委員派遣を行うこと及び参考人の出席を求ることを決定した。

○平成7年4月28日（金）（第7回）

- 規制緩和推進計画について山口総務庁長官、政府委員、厚生省、運輸省、建設省、自治省、大蔵省、公正取引委員会及び労働省当局に対し質疑を行った。
- 地方分権推進法案**（閣法第61号）（衆議院送付）について山口総務庁長官、野中自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年5月10日（水）（第8回）

- 地方分権推進法案**（閣法第61号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

早稲田大学政治経済学部教授	寄本 勝美君
地域活性化研究所代表	川島 正英君
自治体問題研究所常務理事	池上 洋通君

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 地方分権推進法案**（閣法第61号）（衆議院送付）について山口総務庁長官、野中自治大臣、政府委員、厚生省、大蔵省及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成7年5月12日（金）（第9回）

- 地方分権推進法案**（閣法第61号）（衆議院送付）について村山内閣総理大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第61号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産  
反対会派 なし  
なお、附帯決議を行った。

### ○平成7年6月2日(金)(第10回)

- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 規制緩和に関する件について以下の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、山口総務庁長官、政府委員、建設省、農林水産省、文化庁、国土庁、労働省、通商産業省、経済企画庁及び消防庁当局に対し質疑を行った。

経済団体連合会流通委員会委員長代行・企 画部会長、株式会社クレディセゾン相談役	青木 辰男君
政治評論家	屋山 太郎君
日本消費者連盟運営委員長	富山 洋子君

### ○平成7年6月14日(水)(第11回)

- 請願第11号外5件を審査した。
- 地方分権の推進及び規制緩和に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### (3) 成立議案の要旨・附帯決議

#### 地方分権推進法案(閣法第61号)

##### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 総則
  - (1) この法律は、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
  - (2) 地方分権の推進は、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。
  - (3) 国は、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有し、地方公共団体は、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体を通じた行政

の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

## 2 地方分権の推進に関する基本方針

- (1) 地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立にかかる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきこと旨として、行われるものとする。
- (2) 国は、国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与、必置規制、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務（機関委任事務）及び地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。
- (3) 国は、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るものとする。
- (4) 地方公共団体は、行政及び財政の改革の推進その他必要な措置を講ずることにより地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとし、国は、地方公共団体に対し必要な支援を行うものとする。

## 3 地方分権推進計画

- (1) 政府は、地方分権の推進に関する基本方針に即し、地方分権推進計画を作成しなければならない。
- (2) 内閣総理大臣は、地方分権推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- (3) 政府は、地方分権推進計画を国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

## 4 地方分権推進委員会

- (1) 地方分権推進委員会（以下「委員会」という。）を総理府に置く。委員会は、地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づき、地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するとともに、地方分権推進計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べる。
- (2) 内閣総理大臣は、委員会の勧告又は意見を尊重しなければならない。

- (3) 委員会は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する非常勤の委員7人をもって組織し、委員会に事務を処理するため事務局を置く。
- (4) 委員会は、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるものとしているほか、特に必要があると認めるときは、自ら行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査することができるものとする。

## 5 附則

- (1) この法律は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、委員会の委員について両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。
- (2) この法律は、前号の政令で定める日から起算して5年を経過した日にその効力を失うものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、地方公共団体に対する国の関与等の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるについて、「地方自治の確立を図る観点からの」の文言を加えるとともに、内閣総理大臣は、委員会から勧告を受けたときは、これを国会に報告する旨の修正が行われた。

### 【附帯決議】

地域における行政の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、政府は、本法施行に当たり、左記の事項について善処すべきである。

- 1 国と地方公共団体との役割分担を明確にすること。
- 2 地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理・合理化については、廃止を含め積極的に推進するとともに、制度そのものの在り方についても検討すること。
- 3 地方公共団体が事務事業を自主的・自立的に執行できるよう、課税自主権を尊重しつつ、地方税財源の充実・強化を図るとともに、地方債許可制度については、一層の弾力化、簡素化を図ること。
- 4 地方分権推進委員会の委員の人選に当たっては、地方公共団体の意見が十分反映されるよう配慮すること。また、地方分権推進委員会の運営に当たっては、自主性が確保されるとともに、審議状況ができるだけ周知されるよう配意すること。

右決議する。

#### (4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本會議議決	委員会付託	委員会決議	本會議議決	
61	地方分権推進法案	衆	7. 2.28	7. 4.24	7. 5.12 可決 附帯決議	7. 5.15 可決	7. 3.10 地方分権特委	7. 4.14 修正議決	7. 4.14 修正議決	7. 3.10 衆本會議趣旨説明 4. 24 参本會議趣旨説明

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本會議議決	委員会付託	委員会決議	本會議議決	
2	地方分権の推進に関する法律案	冬柴 鐵三君 外3名 (7. 3. 8)	7. 3. 9		7. 4.24 (予備)			7. 3.10 地方分権特委	未了		7. 3.10 衆本會議趣旨説明